		第十七条の二第一項第四号	市町村が徴収した地方団体の徴収金に係る還付金等（第二号に該当するものを除く。）の還付
			当該還付金等
		第十七条の二第五項	還付金等の還付
			当該還付を
			当該還付金等
		第十七条の二第六項	還付
	特別過誤納金等の支払		
	当該特別過誤納金等		
	特別過誤納金等の支払		
	当該支払を		
	当該特別過誤納金等		
	支払		

おいて準用する場合を含む。）、第百六十四条第一項（第百七十五条第三項において準用する場合を含む。）、第百七十五条第四項（第百七十五条第三項において準用する場合を含む。）、第百八十九条第二項、第二百二十条第一項、第二百二十一条第一項、第二百二十二条第一項、第二百二十四条第一項、第二百二十六条第一項、第二百二十七条第一項、第二百二十八条第一項、第二百二十九条第二項及び第二百三十条第一項において準用する場合を含む。）、第百六十六条の二第二項（第百七十五条第三項において準用する場合を含む。）、第百七十五条第四項（第百八十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十条第一項、第二百二十一条第一項、第二百二十二条第一項、第二百二十四条第一項、第二百二十六条第一項、第二百二十七条第一項、第二百二十八条第一項、第二百二十九条第二項及び第二百三十条第一項において準用する場合を含む。）、第百六十六条の二第二項（第百七十五条第三項において準用する場合を含む。）、第百七十五条第四項（第百八十九条第二項において準用する場合を含む。）、第百八十条の二第二項（第二百二十条第一項、第二百二十一条第一項、第二百二十二条第一項、第二百二十四条第一項、第二百二十六条第一項、第二百二十七条第一項、第二百二十八条第一項、第二百二十九条第二項及び第二百三十条第一